

一般社団法人 八幡平市体育協会加盟団体選手特別強化事業実施要項

-特別強化練習事業-

1 趣旨

国民体育大会において、一般社団法人八幡平市体育協会(以下、「体育協会」という)の加盟団体から選手を出場させること及び、各種大会において上位入賞を収めることを目的にその選手強化事業に要する経費に対し、予算の範囲内で交付する。

2 主催

一般社団法人 八幡平市体育協会

3 共催

八幡平市

4 主管

体育協会加盟団体

5 対象期間

令和3年4月1日(木)～令和4年3月31日(木)

6 補助対象

体育協会の加盟団体で各種大会に出場する団体。

7 事業内容

(1) 選手強化事業

- ① 強化練習会(市外優秀チーム、個人を招待しての試合も含む)
- ② 市外遠征

(2) その他体育協会会長が認めた事業。

8 補助経費及び経費の対象

(1) 各事業内容における選手・指導者の旅費、使用料、消耗品、諸謝金等のうち、旅費の算出方法については、体育協会派遣費支給規程を準用する。

(2) その事業に対し加盟団体に要する経費とする。

(3) その他体育協会会長が認めるもの。

9 前項の規定にかかわらず次の各号については経費の対象としない。

(1) 報償費及び人件費(講師、専門家等の謝礼は除く)

(2) 日当

(3) 実施団体等にかかる飲食費

(4) 備品購入費(事業の完了後に残存価格が生じ、実施団体等に物品が残るもの)

(5) 他の団体から補助金が支出されている事業

(6) その他体育協会会長が適当でないと認める経費

10 補助金の額

補助対象経費の額は、1 団体 1 種目 5 万円以内を年間の限度とする。

11 補助金の申請

この補助金を申請しようとする者は、選手強化事業補助金申請書、選手強化事業計画書、収支予算書、参加者名簿を事前に体育協会へ提出する。

12 補助金の決定

補助金申請書の提出があったときは、その内容を精査し適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し通知するものとする。

また、交付すべき補助金が申請金額を下回る場合は、決定額を交付するものとする。

13 事業報告

事業が完了したならば、速やかに事業実績報告書、収支決算書を体育協会へ提出する。

ただし、残金が生じた場合は精算書により精算する。

14 概算払

会長は必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。補助金を受けようとするものは、補助金概算払請求書、実施計画書を提出しなければならない。

15 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

実施フロー

予算化

予算要求

予算決定

体協理事会・総会にて事業の承認

事業開始